



第5期

概要版

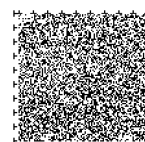
狭山市地域福祉計画

人が人をささえ、みんなにやさしい、元気なまち

令和8年3月
狭山市

音声コードを印刷しています

本計画書では、視覚障害がある人のため、各ページの下部に音声コード(Uni-Voice)を印刷しています。このコードには文字情報が組み込まれており、専用の読取機やスマートフォン用アプリを使用することで音声に変換し、文書内容を読み上げることができます。丸い切込みは、このコードが印刷されている場所を示しています。





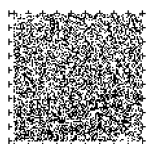
第5期狭山市地域福祉計画について

計画策定の背景

平成2年の「1.57ショック」に象徴される少子化の進行や団塊の世代の大量退職を契機に、福祉政策の抜本的な改革が求められる中、平成12年の地方分権一括法施行により、国から地方自治体へ多くの福祉施策が移譲され、市町村が実施主体として地域住民や関係団体とともに福祉行政を推進する体制が整えられました。本市においても、平成12年3月策定の第1期狭山市地域福祉計画「さやま福祉プラン21」以降、第2期(平成22年度～)、第3期(平成27年度～)、そして令和3年度からの第4期計画へと、国の福祉政策と歩調を合わせながら、地域福祉の継続・発展に取り組んできました。

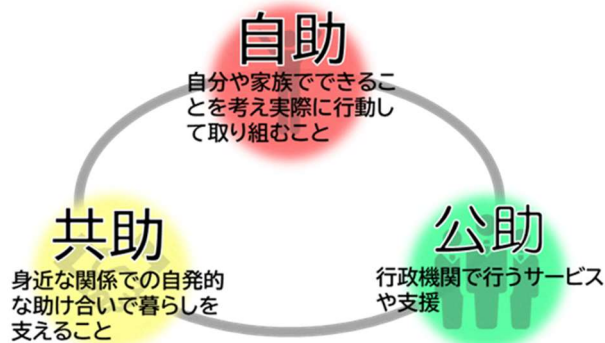
第4期狭山市地域福祉計画(令和3年度～令和7年度)は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、狭山市総合計画を踏まえ、高齢者・障害者・こどもなど福祉分野全般に共通する基本理念と方向性を示すとともに、狭山市社会福祉協議会が策定した「狭山市地域福祉活動計画」と一体的に推進し、地域住民のつながりの強化と地域福祉活動の活性化を目指してきました。しかし、計画期間中は少子高齢化や人口減少、核家族化や単身世帯の増加、社会的孤立や雇用環境の変化などにより地域課題が複雑化・複合化し、加えて新型コロナウイルス感染症の影響により人と人との交流機会が減少するなど、地域のつながりや支え合い機能が弱まるなどの新たな課題も生じました。こうした状況の中で、高齢者や障害者、こども、生活困窮者などの福祉課題は、労働、教育、住まいなど他分野と密接に関わり、包括的な支援が求められています。

国においても、令和3年の社会福祉法改正により、市町村における包括的な支援体制整備に関するガイドラインが示され、地域福祉計画が健康福祉分野の「上位計画」として、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生などの各分野と連携して策定・推進することが求められています。また、「地域共生社会」の実現と包括的な支援体制の整備が明記され、本市においても、国の方針や新たな社会課題に対応した地域福祉の推進が不可欠となっています。さらに、「重層的支援体制整備事業」や「生活困窮者自立支援方策」を通じて、多機関連携による包括的な相談支援・自立支援体制の充実が強く求められています。



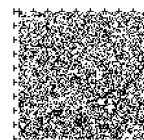
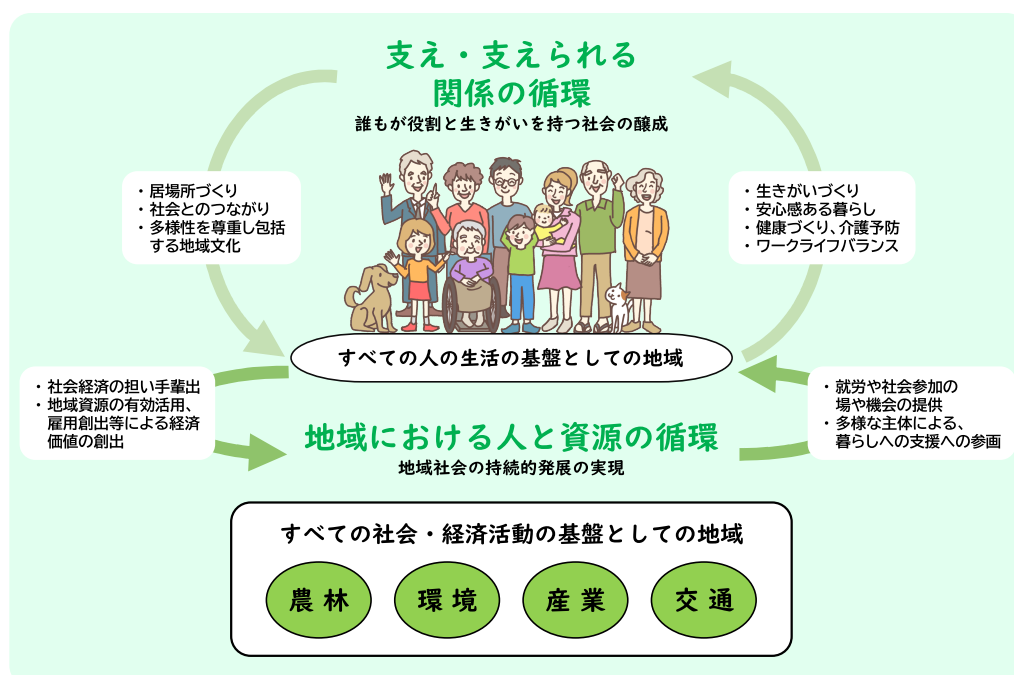
「地域福祉」とは

地域福祉とは、年齢や障害、生活環境などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、地域住民、事業者、行政、福祉関係者など多様な主体が協力し、それぞれの役割を果たしながら、地域におけるさまざまな課題の解決に取り組む考え方です。孤立の防止、生活支援、多様な参加の機会づくりなどに取り組み、共により良い地域社会の実現を目指します。



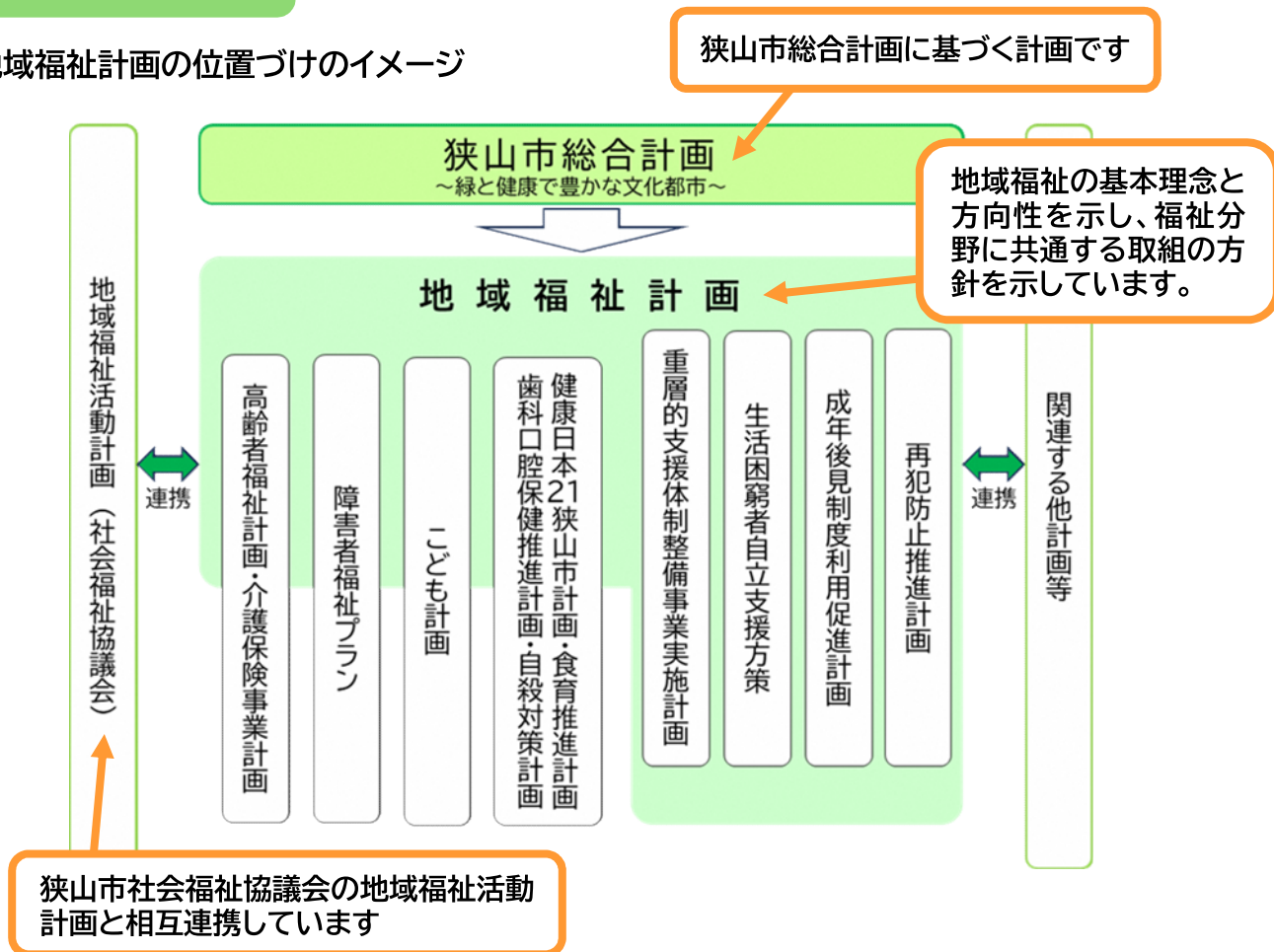
『地域共生社会』の実現に向けて

地域の中で、世代や分野をこえて人と人、地域と地域がつながり合い、誰もが生きがいや役割を持って地域づくりに参加できる社会を「地域共生社会」といいます。地域共生社会は、あるときに支えてもらった人が、別のときには支える側にもなれるような、みんなで助け合う社会です。また、行政や相談機関だけでなく、地域の皆さんや団体、企業などが力を合わせて、身近な困りごとを解決していくことができる社会でもあります。本市では、こうした地域共生社会の実現を目指して、地域福祉の取組をさらに進めていきます。



計画の位置づけ

地域福祉計画の位置づけのイメージ



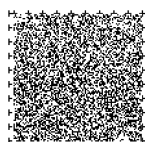
市と地域の多様な主体の役割・責務を明確にし、『地域共生社会』の実現を目指す計画です。「地域福祉」「地域共生社会」について次ページで紹介します。



本計画に関連する主な SDGs ゴール

計画の推進をととして SDGs(持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標)の達成に貢献します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





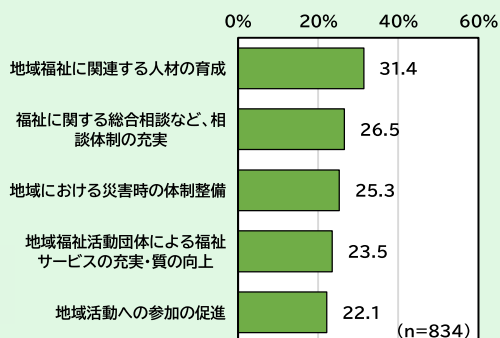
地域福祉に関する市民意識

●地域福祉を充実させるために優先して取り組むべきこと
(上位 5 位までを抜粋)

1 位は「地域福祉に関連する人材の育成」(31.4%)

2 位は「福祉に関する総合相談など、相談体制の充実」(26.5%)

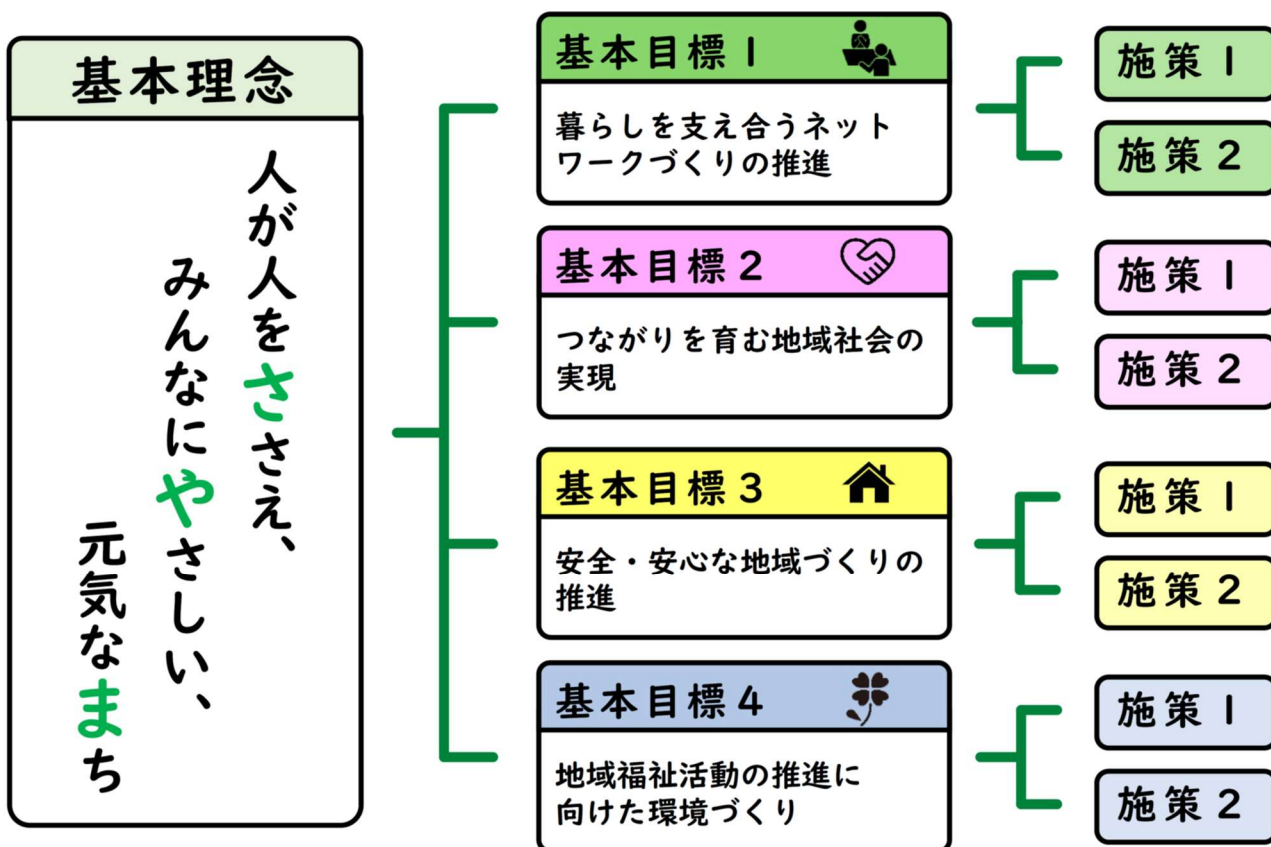
市や社会福祉協議会に求められているのは
「地域を支える人材育成」と「相談・体制の充実」



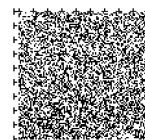
資料: 地域福祉に関するアンケート(令和7年度)



計画の基本理念と基本目標



基本目標に込めた想いや、施策の具体的な内容は、次のページから紹介します。





基本目標と施策の展開

1



暮らしを支え合うネットワークづくりの推進

地域福祉の推進のため地域住民や支援関係機関による相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備し、発展させていきます。それにより、高齢者、障害者、こども、生活困窮者など、誰もが自立と生きがいを持ち、支え合いながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指します。

施策1 包括的な支援体制の推進

目指す姿

市民の方が、自分や家族が抱える様々な悩みを相談でき、支援を通じて自立と生きがいを持って暮らせる地域共生社会の体制が整っています。

主な取り組み

- (1)重層的支援体制整備事業を推進します。
- (2)相談者の困りごとを受け止める体制を整備します。

施策2 権利が守られ尊重し合える地域づくり

目指す姿

行政や地域が連携し、人権や多様性への理解を深めながら、虐待の防止と「こどもまんなか社会」の実現に取り組み、誰もが尊重し合い幸福に暮らせる地域が形成されています。

主な取り組み

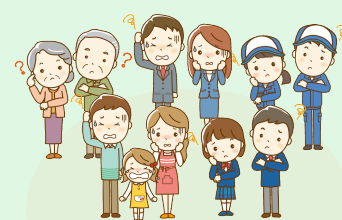
- (1)権利が守られお互いを尊重し合える地域づくりを目指します
- (2)権利擁護支援が必要な方が安心して暮らすことができる基盤を整備します

※包括的支援体制

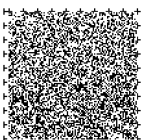
本市では、トータルサポート室を中心に、福祉、保健、医療、教育等の各分野の関係機関が連携し、市民一人ひとりの多様なニーズに応える包括的支援を提供します。既存の地域資源を最大限活用しながら、新たな社会課題にも対応できる柔軟で持続可能な支援体制の構築を目指します。



包括的な
支援



困りごとを
抱える方





つながりを育む地域社会の実現

自治会加入率の低下や地域福祉の担い手不足が進む中で、地域福祉への関心の有無を問わず、誰もが学び・参加できる機会を広げ、地域福祉を支える人材を継続的に育成します。講座やパネル展、ボランティア養成などを通じ、市民・団体・事業者・行政が連携して地域活動や交流の場を充実させ、つながりと生きがいを育む地域社会の実現を目指します。

施策1 地域活動を行う人材確保に向けた担い手づくりの推進

目指す姿	主な取り組み
行政の情報発信や学びの機会を通じて、地域福祉への関心が高まり、誰もが自分にできる形で支え合いに参加する地域が育っています。	(1) 地域福祉に関する理解の機会を増やします。 (2) 地域や福祉分野で活躍する福祉人材を増やします。

施策2 地域福祉活動への市民参加と地域交流の促進

目指す姿	主な取り組み
地域の中で多様な交流やふれあいの場が広がり、高齢者をはじめ誰もが安心して集い、行政・団体・事業者・市民が連携して持続可能な地域福祉活動を進め、生きがいや居場所を感じられる地域が形成されています。	(1) 民生委員・児童委員協議会や自治会連合会への支援を行います。 (2) 地域福祉活動団体等への参加を促します。 (3) 地域での生きがいづくりを促進します。 (4) ICTを活用した集いの場づくりを進めます。



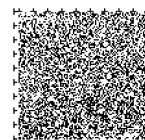
安全・安心な地域づくりの推進

高齢化の進展やひとり暮らし高齢者の増加、災害リスクや防犯環境の変化などを踏まえ、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられる環境づくりを進めます。

心とからだの健康づくり、見守りや移動・買物支援、住宅セーフティネット、防災・防犯体制の強化、再犯防止や社会復帰支援などを総合的に推進し、孤立や不安を抱えず将来に希望を持てる地域を目指します。

施策1 いつまでも住み続けられるまちづくり

目指す姿	主な取り組み
性別や年齢、病気や障害の有無にかかわらず、誰もが地域のつながりを生かして健やかに暮らし、支援や制度を通じて安心して生活できる社会が実現しています。	(1) 安心して暮らすために心身の健康づくりを進めます。 (2) だれでも安心して暮らせるまちづくりを進めます。



施策2 安心して暮らせる地域づくり

目指す姿	主な取り組み
市と地域が連携して防犯・防災や交通安全への意識を高め、見守りや助け合いの体制により、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりが進んでいます。	(1) 自助・共助による地域防災力を高め、いざというときに備えます。 (2) 地域の防犯体制を強化します。

4



地域福祉活動の推進に向けた環境づくり

地域福祉活動を持続的に展開するため、地域福祉活動団体やボランティア、企業・大学・社会福祉法人など多様な主体が参画しやすい環境づくりを進めます。

活動拠点の整備や補助制度、人材育成の機会を充実させるとともに、保育・介護など専門的な福祉人材の処遇改善や育成・確保を図り、地域全体で福祉を支える基盤を強化します。

施策1 地域福祉活動団体等への支援

目指す姿	主な取り組み
地域福祉活動団体や事業者への支援や人材育成の充実により、地域の福祉活動が活性化し、継続的かつ積極的な取り組みが促進されています。	(1) 地域福祉活動団体を支援します。 (2) 企業や大学、社会福祉法人への支援を行います。

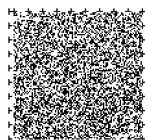
施策2 専門的な福祉人材の確保と環境整備

目指す姿	主な取り組み
福祉専門職への関心が高まり、保育所や介護現場などの人材が安定的に確保され、地域における福祉施設やサービスを利用しだれもが安心して生活しています。	(1) 福祉専門職を確保するための支援を行います。 (2) 社会福祉事業者へ必要な支援を行います。



計画の詳しい内容についてはこちら

市公式ホームページで本計画について紹介しています。
スマートフォンのアプリ等で右の二次元コードを読み取ってください。



発行日：令和8年(2026年)3月
 発行者：狭山市
 〒350-1380
 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
 電話 04-2953-1111(代表)
 F A X 04-2954-6262(代表)
 担 当：福祉部 福祉政策課



狭山市公式
イメージ
キャラクター
七夕の妖精
おりひい